

2024年9月24日

各位

## 不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

東海道リート投資法人

代表者名 執行役員 江川 洋一

(コード番号：2989)

## 資産運用会社名

東海道リート・マネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 加藤 貴将

問合せ先 財務企画部長 吉田 光博

TEL: 03-6281-6880

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

東海道リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、規約一部変更及び役員選任に関して、下記のとおり2024年10月30日に開催予定の本投資法人の第3回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、下記事項は本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

## 記

## 1. 規約一部変更の主な内容及び理由について

- (1) 信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」（昭和24年法律第181号。その後の改正を含みます。）及び「信用金庫法」（昭和26年法律第238号。その後の改正を含みます。）に基づく出資を行う必要があることから、本投資法人が借入れを行うために必要な場合にはかかる出資を行うことができるよう、本投資法人の投資対象にこれらの出資を追加するものです（現行規約第11条関係）。
- (2) 上記の他、字句の修正等の所用の変更を行うものです（現行規約別紙関係）。  
（規約一部変更に関する詳細につきましては、添付資料「第3回投資主総会招集ご通知（案）」をご参照ください。）

## 2. 役員選任について

執行役員江川洋一並びに監督役員渡邊宏毅及び林大樹は本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、本投資主総会において改めて執行役員1名（候補者：加藤貴将）及び監督役員2名（候補者：渡邊宏毅及び林大樹）を選任することについて、議案を提出するもの

です。

なお、上記執行役員候補者である加藤貴将は、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である東海道リート・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。

(役員選任に関する詳細につきましては、添付資料「第3回投資主総会招集ご通知(案)」をご参照ください。)

### 3. 本投資主総会に関する日程

2024年9月24日	本投資主総会提出議案の役員会承認
2024年10月11日	本投資主総会招集ご通知の発送(予定)
2024年10月30日	本投資主総会開催(予定)

添付資料

第3回投資主総会招集ご通知(案)

以 上

本投資法人のホームページアドレス：<https://www.tokaido-reit.co.jp>

(証券コード 2989)  
(発信日) 2024年10月11日  
(電子提供措置の開始日) 2024年10月7日

投資主各位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号  
**東海道リート投資法人**  
執行役員 江川 洋一

### 第3回投資主総会招集ご通知 (案)

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、東海道リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第3回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2024年10月29日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。**

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人の現行規約第42条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めています。

**従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、かかる投資主様につきましては、同条第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取り扱いすることになり、かつ、その有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されることとなりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

(本投資法人の現行規約抜粋)

第42条 (みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投

資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
- (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
- (3) 解散
- (4) 投資口の併合
- (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除

4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイト「第3回投資主総会招集ご通知」として掲載しております。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人のウェブサイト  
<https://www.tokaido-reit.co.jp/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年10月30日（水曜日）午前10時00分  
（なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都中央区日本橋兜町2番1号  
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール  
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 投資主総会の目的である事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件  
第2号議案 執行役員1名選任の件  
第3号議案 監督役員2名選任の件

以 上

~~~~~  
(お願い)

- ① 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ② 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

- ① 議決権行使書面によって議決権を行使いただく場合、各議案につき賛否の表示をなされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ② 電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面を修正する場合の周知方法  
電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に記載すべき事項について、修正する必要がある場合には、その旨、修正前及び修正後の事項を、上記の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。
- ③ 当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社である東海道リート・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2024年7月期に関する決算説明会資料及び説明会動画は、本投資法人のウェブサイト (<https://www.tokaido-reit.co.jp/>) にてご覧いただくことができます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」（昭和24年法律第181号。その後の改正を含みます。）及び「信用金庫法」（昭和26年法律第238号。その後の改正を含みます。）に基づく出資を行う必要があることから、本投資法人が借入れを行うために必要な場合にはかかる出資を行うことができるよう、本投資法人の投資対象にこれらの出資を追加するものです（現行規約第11条関係）。
- (2) 上記の他、字句の修正等の所要の変更を行うものです（現行規約別紙関係）。



## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員江川洋一は本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人の現行規約第46条第1項第一文但書を適用し、選任される2024年10月30日より、2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2024年9月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、本投資法人における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 |                                               |
|-----------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------|
| かとうよし のぶ<br>加藤貴将<br>(1974年10月20日) | 1998年4月                       | 東北電力株式会社入社                                    |
|                                   | 2006年9月                       | 株式会社ダヴィンチセレクト（現大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社）入社 |
|                                   | 2016年12月                      | ヨシコン株式会社入社                                    |
|                                   | 2018年4月                       | 東海道リート・マネジメント株式会社 出向 同社 取締役投資運用部長             |
|                                   | 2023年5月                       | 東海道リート・マネジメント株式会社 転籍 同社 取締役投資運用部長             |
|                                   | 2023年6月                       | 同社代表取締役社長（現任）                                 |

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東海道リート・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。
- ・上記を除き、上記執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、投資口累積投資制度を利用することにより、2024年7月31日付で本投資法人の投資口を8口（1口未満切り捨て）所有しております。

### 第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員渡邊宏毅及び林大樹は本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第46条第1項第一文但書を適用し、選任される2024年10月30日より、2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員を選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況                                                                   |                                                                                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | わた なべ こう き<br>渡 邊 宏 毅<br>(1975年6月17日) | 2001年4月<br>2003年4月<br><br>2010年11月<br>2011年12月<br>2012年8月<br>2014年7月<br>2021年2月<br>2023年9月 | 静岡県職員 商工労働部技術振興室（主事）<br>静岡県職員 土木部下田土木事務所用地課（主事）<br>最高裁判所 司法研修所（司法修習）<br>弁護士登録 鳥飼総合法律事務所<br>衆議院法制局（出向）<br>鳥飼総合法律事務所（現任）<br>東海道リート投資法人 監督役員（現任）<br>学校法人城西大学 非常勤講師（現任） |
| 2     | はやし ひろ き<br>林 大 樹<br>(1980年6月19日)     | 2003年10月<br><br>2011年10月<br>2012年6月<br>2015年7月<br>2021年2月<br>2024年2月                       | 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>林総合会計事務所（現ALBA税理士法人）代表社員（現任）<br>一般社団法人静岡県都市開発協会 監事（現任）<br>社会福祉法人夢殿会 監事（現任）<br>東海道リート投資法人 監督役員（現任）<br>株式会社塩田工務店 代表取締役（現任）               |

- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を保有していません。
- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員職務の執行全般を監督しています。

## 参考情報

本投資主総会に提出される議案のうちに、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投信法第93条第1項並びに本投資法人現行規約第42条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、同条第3項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第3号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておらず、また、本投資法人現行規約第42条第3項が適用される上記第2号議案及び第3号議案の各議案につきましては、2024年9月17日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。

以 上

# 投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号  
東京証券取引所ビル 2 階 東証ホール  
電話 03-3666-0141



## 交通のご案内

|           |      |        |        |
|-----------|------|--------|--------|
| 東京メトロ東西線  | 茅場町駅 | (出口11) | 徒歩 5 分 |
| 東京メトロ日比谷線 | 茅場町駅 | (出口7)  | 徒歩 7 分 |
| 都営地下鉄浅草線  | 日本橋駅 | (出口D2) | 徒歩 5 分 |

## お願い

- ご入場の際に、警備員による金属探知機の検査があります。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- 投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。